社会保険労務士関係諸法令講習会

―特　輯　号―

北海道行政書士會報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
〒㉓3882
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社　正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話㉛7151～3番

会報　第四二号　もくじ

一、特　輯……1……2
社会保険労務士関係諸法令講習会開催について……企画より講習会開催日まで
一、特　輯……2……2
講習会（1010月3128日）の状況
一、講習会に於ける質疑応答集録……5
一、社会保険労務士界　購読推せんの言葉……11
一、編集後記……12

特輯……1

社会保険労務士関係諸法令講習会に就いて……企画より講習会開催日まで

第5回労務部会常任幹事会（支部長会合同会議）

日時　昭和43年8月17日　午後1時
ところ　札幌市南3条西5丁目　三川屋会館
出席者
○労務部会側
藤山部会長、中川副部会長、高田幹事長
常任幹事……遠藤、成田、大淵、渡辺駒、日向寺
会計……浦野
会計監査……有馬
○支部長側
黒島、細井、伏見、灰原、今村、荒、中沢、
藤沢、村瀬、森口
○事務局……2人
議案　社会保険労務士法の具体策検討について
1、社会保険労務士法附則2の検討、資格取得の要件として一定講習受講の含みがあるとのことに就いて種々審議した結果講習会を開催することに決定。
2、労務部会最終の時期について論議されたが更に部会の役員会で決定した方が適当だとの結論を得。

企画部会議

日時　昭和43年8月24日　午後3時
ところ　札幌市大通西10丁目　第一ホテル
出席者　渡辺会長、藤山、佐藤、竹原……副会長、
梶井企画部長
真貝、高島、荒、後藤……企画部員
高田、成田……オブザーバーとして。
議事
1、企画部強化について
2、報酬額運用表作成について
企画部で基本的なものを作成すること。
3、会報発行について
企画部で発行するもので、編集も部で責任を持つ。
4、社会保険労務士関係諸法令の講習の件
一定講習の開講は企画部で立案計画して10月中に開催する。

特輯……2

「社会保険労務士関係諸法令講習会」

一、日時　昭和43年10月28日～31日（4日間）
一、ところ　札幌市北4条西6丁目
北海道自治会館　アカシヤの間
一、実施要領
○講師……講師、日時
○受講会員の心を引いている。
午前9時……日向寺司会者の進行により開会宣言、北海道行政書士会渡辺会長の挨拶、藤山労務部会長の社会保険労務士法の解説、続いて講師の紹介直ちに講義に入る。満場声なくマイクの響も高らかに講義の音声のみ、メモを取る、資料に引くライン、熱心に聴き入る状況は午前の日程も短かく午前の部午後の部と続き午後5時初日終了。殆んど市内に投宿2日目を待つ。

第1日（10月28日　午前10時～午後5時）

9時～開会の挨拶……北海道行政書士会　会長　渡辺慶吉
9時10分～社会保険労務士法について
同　労務部会
会長　藤山利夫

会場、受講人員の出欠はアンケートによって集計すること。
◎9月11日……講習会開催に就いてアンケートを全会員に郵送。

講習会に関する打合せ会

日時　昭和43年9月18日　午後4時
ところ　札幌市大通西6の6　本会事務所
出席者　渡辺会長、犬飼総務部長、藤山副会長、梶井企画部長、高田労務部会幹事長、成田労務部会常任幹事、事務局　2人
議事
先日のアンケートを集計した結果講習会の開催会場は、札幌市の希望者が過半数を得たことを確認、準備を進めることにした。
◎労働法令関係講習会の案内状会員に発送。
◎10月12日　労務部会長　藤山利夫氏
〃　幹事長　高田敏一氏
〃　常任幹事　成田正幸氏
北海道労働基準局、北海道民生部、北海道労働部を訪問し講師派遣方を懇請した。

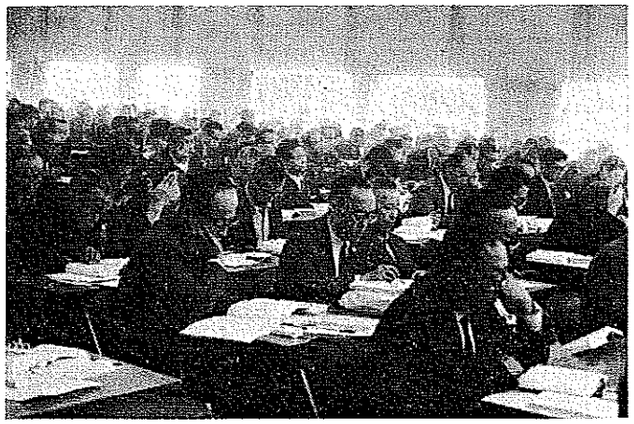

（会場風景）

10時～午後5時……労働基準法について
労働基準局監督課長　吉岡弘美先生

状況
午前8時より受付開始、全道各地より研修の意気に燃ゆる会員続々来場して5カ所に設けた受付も大多忙、受講票の交附、研究資料を受けて大会場に入る。さしもの大会場も狭しの感。前日より来札投宿の人、早朝より来場受付を待つ人、四百有余の受講会員は益々講習会の意気を盛り立てる。
秋雨の降る初日とはいえ、万難を排しての研修意欲、胆に銘ずるものを感ずる。大会場正面には墨痕鮮やかに横一文字「社会保険労務士関係諸法令講習会」、又本日の講師先生と講習科目の掲紙

北海道行政書士会　渡辺会長の開会挨拶

昭和43年6月3日法律第89号を以て社会保険労務士法が公布され、本年12月2日頃政令の公布が予定されております。行政書士は社会保険労務士法附則2及び3によってこの法律の施行の際引続き6カ月以上行政書士会に入会している行政書士は、第3条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。但し法律施行の日から起算して1年以内に主務大臣の免許を申請しなければならない。その期間内に免許の申請をしない場合は資格を失うことになっておりますことはご承知の通りであります。
今回社会保険労務士法の公布に当りこの講習会を行なうことになったものでありますが労働、厚生両省の推選による本会が自主的に行なう講習会であります。講師の先生方は労働基準局、北海道庁の課長級のその道の達人ばかりであります。社会保険労務士の免許申請に際し、この講習会を受講したことを証する終了証写、本会会長よりの本会会員であることの証明書を添附することになると考えられます。最終日の31日には本講習会の参観のため日行連会長のご来臨を願うことになっておりますので社会保険労務士として中小企業者より充分信頼を受けられるよう、極めて多忙なる折り4日間に亘る長時間ではありますが業務の研修に当られるよう希望いたしまして開催のご挨拶といたします。

第2日（29日　午前9時～午後5時）

9時～正午　労働者災害保険法について
北海道労働基準局
労災管理課長　鈴木清司先生
午後1時～5時
北海道労働部
失業保険課適用主任　佐藤明弘先生
同　給付係長　金野寿明先生
同　収納係長　熊木梅雄先生

第3日（午前9時～午後5時）

健康保険法について
北海道民生部
総務係長　小元静夫先生

第4日（31日　午前9時～午後3時）

厚生年金法
日雇労働者健康保険法について
北海道民生部
社会保険審査官　林公静先生

○午後3時より左記の式順により閉講式を行なう。

式次第

一、受講証書授与
二、表彰状の授与
三、感謝状の贈呈
四、祝辞……日行連会長　橋本雅晴先生
五、謝辞……受講者、受賞代表
　根室支部会員　井上半蔵氏
六、閉会のことば
　労務部会長　藤山利夫先生

○受講証書授与の方法は各支部代表者に授与し受付所にて各人に手渡す。
支部代表者は次の通り。

支部	代表者	役名
札幌	克雄	長
函館	郎	部長
小樽	郎	長
旭川	蔵	長
留萌	造	長
宗谷	三	長
網走	雄	長
室蘭	次郎	事
日高	幸	長
十勝	茂	長
釧根	清蔵	事

○表彰状、感謝状の受賞者

日行連会長よりの表彰状

労務部会長	高田敏一	
同常任幹事	成田正幸	

会長・部会長よりの感謝状

事務局長	加藤幹愛	
事務局員	武田幸子	

会長、部会長よりの感謝状

会長	二三工郎	男勇蔵
副部会長	昭輝次	常春半
幹事	金中井川田見上	尚範伊
常任幹事	捻畠村石豊伏井浦有細	三野馬井
〃	男一潔幸雄博郎	
〃	悦敏正幸	太吉
〃	川田藤田家淵村	竜駒正宇伊
〃	中高遠成氏大今渡日黒松	辺寺島山向
〃	計査	
〃	会監	
〃	事	
幹	〃	

祝辞

日本行政書士会連合会会長
橋本雅晴先生

只今ご照介に預りました日本行政書士会連合会会長の橋本であります。

北海道会は強制会として発足以来現在まで統制され全国一と称される立派な行政書士会となっておるのでございます。皆さんはかかる立派な会に所属せられることは誇りやましい次第であります。本日北海道会に於いて社会保険労務士法公布に当り関係法規の講習会を4日間に亘り行なうから最終日に会場へ顔を出すようにとの要請が北海道行政書士会長よりありましたので参上した次第です。ご承知の通り新法により種々研修の要あるものと考えられますが主催者の意のあるところも充分ご了解と存じますが充分法規の研修に当られますようお願いいたしましてご挨拶といたします。

○根室支部会員井上半蔵氏より叮重なる謝辞あり。

受講会員、受賞者を代表して、講習会開催に対し主催者の労に思をいたし受講者一同は本講習会で得た知識を基礎にして立派な労務士になる覚悟を披歴し、更に表彰状、感謝状までいただく光栄に浴し主催者のち密な配慮に深甚なる謝意を表した。

閉会のことば

副会長・労務部会
会長　藤山利夫先生

会員の皆様には、4日間に亘り30時間の長い時間を終始熱心に受講され、大変お疲れのことと存じます。また講師諸先生には公務のお忙しい中を吾々行政書士、特に近く社会保険労務士となる者に対して関係法令の充分な知識と能力を与えて下さいましたことを厚くお礼申し上げます。来る12月初めに社会保険労務士法が施行されることに関連して急拠この講習会を開催するに至りました関係上開催地の問題、その他、ご不満の点も多々ありましたことは思いますが、お叱りもなく本会の過半数会員の参加をいただき、本会始って以来の大講習会となりましたことは、会員の皆様方の深いご理解によるものであります。主催者としまして何よりの喜びであり感謝に堪えないところであります。

特に本日この閉講式には日本行政書士会連合会橋本会長のご来臨を賜わり本道会員のためこの講習会に花を添えていただきましたことに対し、非常に有難く心強さを感じております。

いよいよ当会は、この行事をもちまして「期して俟つ」体制が確立いたしました。あと一カ月後に迫りました社会保険労務士法の施行につきましての免許申請事務等についての取扱要領は、判明次第速報いたします。なおまた社会保険労務士会或いは協会の創立も考えられますのでその時点に於いて本会労務部会の存否を決定することとしまして当分存続し、これら諸問題に対処して参りますので、ご協力をお願いいたします。

この講習会において得られました知識を、労働社会保険行政のため広く活用され、立派な社会保険労務士となりますことを期待いたしまして閉講のことばといたします。

有難うございました。

社会保険労務士法に関する労働諸法令講習会に於ける質疑応答集録

労働基準法関係

問　労働者の賃金等請求権をその労働者の債権者は民法上の代理請求ができるか。

答　法第二十四条に直接労働者にその全額を支払わなければならないとあり、又法第五十九条に親権者又は後見人、委任を受けた任意代理人等に支払うことは本条違反とある。但し使いの者に支払うことは差支ない。（昭二三、三、四、基収第四〇九三号）

労働者災害補償保険法

問　法第百十六条及び労災法第四十五条の無料証明について札幌市に於て戸籍事務証明を求めたところ証明料を徴収されたがどうしてか。

答　窓口にて各同法に依る無料証明に関する分と明確に云わないと一般証明料扱として徴収される。

問　労災法で云う賃金総額とは何々か。

答　同法第二十五条に明示されているように労働の対償として支払う名称の如何を問わずすべてのものを云う。

問　保険成立届は開始の日五日以内に届けるとありますが、数年前から事業を行なっていた事業所は何年前まで遡のぼるか。

答　強制適用の場合であれば二年前まで遡るのが原則である。

問　法人の製菓工場の社長は工場長兼務、妻は取締役、長男、三男は従業員であって就業時間、賃金の算定、支払方法その他一切一般従業員と取扱いが同一であるが労災法の適用をうけられるか。

答　(1)　法人団体、組合の代表者又は執行機関たる者の如く事業主体との関係に於て使用従属の関係に立たない者は労働者でない。（昭二三、一、九、基発第一四号）

但し代表権を持たない者が工場長或いは○○部長と云う職にあって役員報酬でなく給料として支給され労働力の提供者であれば労働者である。（昭二三、三、一七、基発第四六一号）

(2)　同居の親族は法人の場合は適用該当するが個人営業の場合は使用者（法第十条）となるので該当しない。

問　労災法第三条第四項の前三号に掲げるものの外労基法第八条第一号から第十七号の事業であって政令で指定するものとあるが何か。

答　労働総覧の五九五頁、及五九七頁を参照されたい。

問　同法第二十三条一項の四号にリハビリテーションに関する施設とあるが道内はどこにあるか。

答　美唄、岩見沢、釧路の各労災病院である。

問　生計維持に関係のない戸籍上の妻（A）と別居し内縁関係の女（B）と生計を営んでいる夫が死亡した時受給者は誰か。

(イ)　妻（A）には夫との間に生まれたる（十五歳）があり家庭裁判の審判により月々二万円を送金している。

(ロ)　妻（A）と別居後内縁（B）との間に男子（十歳）あり。

答　(1)　月々三万円の送金が生計維持の一部であれば第一順位は戸籍上の妻（A）である。第二順位はAの元に居る子である。

(2) 内縁（B）との間に生まれた子は認知がなければ受給権はない。

問 (1) 役員三名、従業員二名の有限会社は労災に加入を認められるか。又社会保険に加入していて差支ないか。

(2) 一人親方の特別加入について人員の制限があるか。

答 (1) 事業の種類、役員の構成（同族かどうか）が判然としないが法第三条の適用事業に該当すれば労働者は差支ない。尚任意適用の事業の時は任意加入の申請をすればよい。又社会保険に加入していることは一向差支ない。

(2) 一人親方の特別加入は法第三十四条の十三の規定による団体の構成員であって二人以上で構成されていればよろしい。

問 第三者行為の自動車事故（業務上）で入院中の労働者が一〇日で十六万円の医療代の請求をうけ今後も医療代がかかると思われる。第三行為者の自動車には自賠保険に加入しているのみで上乗せ保険がないため五十万円の限度の療養費しかない。かかる場合に医療の給付は労災より休業補償費は自賠よりうける取扱は出来ないか。

答 労災保険が先行給付した場合は事実上このような請求方法は困難である。

問 （A）会社の運転手（貨物自動車）が業務中（B）会社の自動車の居眠り運転にて衝突され入院中死亡した。自賠保険によって給付されるのは当然であるが残された遺族に葬祭料、遺族補償費等を労災保険によって給付請求が出来るか。

答 差支ない。但し自賠保険で払われた保険金額のうち労災保険と同一の内容の分については控除される。

問 次の災害は業務上と認定されるか。

(1) 通勤途上の災害

(2) 休憩時間中の災害

(イ) 職場内で機械に触れた

(ロ) キャッチボールで負傷した

(ハ) 会社主催のレクレーション中に負傷した

(ニ) 労働者に重大な過失があって負傷した

(3) 他の保険で給付された場合労災保険給付のとき減額されるか。

答 (1) 原則として業務外である。但し送り迎えをするを目的とした会社のバスに乗車しての災害は発生状況よりみて業務上となる場合がある。

(2) (イ) 例えば目分勝手に機械を動し私物品を作るためであれば業務外であり、事業主側が機械を止めるのを忘れていて偶然触れて負傷した時は発生状況により業務上となる場合がある。

(ロ) 原則として業務外である。

(ハ) レクレーションの種類と目的によって異なるが業務外となることが多い。

(ニ) 施設に欠陥がなければ業務外である。

(3) 社会保険で給付された場合でこれが業務上と判然とした時は全額を返納し改めて労災保険給付の請求をすべきである。

問 建設業の主任技術者（名義上であって雇用の関係はない）で非常勤であるがたまたま現場視察に来た時負傷した場合は業務上となるか。

答 先ず建設業法で云うと名義的技術者を設けて登録申請したとなれば同法違反である。従って従属関係がないから負傷しても業務外である。

問 労働者の個人所有の小型トラックで通勤し会社の運搬業務もしていた。（ガソリンその他自動車に要する費用一切会社負担）或日休憩時間中その車の調子を見るためエンジンの前蓋を開いた時支えがはずれて指を負傷したとき業務上となるか。

答 業務外である。

問 建築業者（A）が鋳ストーブ製造業者（B）のストーブ型枠造りのため労務者を三人派遣していたがその労務者が負傷した時保険給付の証明事項はどちらがすべきか。

答 AとBとの間に請負契約の関係があればAである。Bの方で臨時に雇入れしたもの賃金も直接労務者に支払っているのであればBである。

問 一人親方特別加入の事務組合設置する場合その業種が同一でなければならないか。

答 同一業種ばかりでなくとも差支ない。例、建築、左官、塗装など各事業主を主体とした「建設業協同組合」のようにしてもよい。尚一人親方の特別加入は事務組合の設立は必ずしも必要でなく業主団体が構成されていればそれでよい。

失業保険法関係

問 牧畜の事業を行なう事業主に五人以上の労働者を使用して牛乳加工製造に従事している労働者は当然被保険者となれるか。

答 法人であってその事務所に雇用されるものは当然適用となるがその他は任意加入により適用され又製造の事業のみに従事する労働者については当然適用となる。

問 被保険者が一ヵ月位で転々と事業所を変え通算して六ヵ月以上になるとき被保険者から一ヵ月位でも離職票の請求があれば発行しなければならないか。

答 原則的にご見解のとおり雇用の際短期雇用が判然とするが又はそのような見込と判断されるとき被保険者資格取得に問題があると思われるので注意が必要である。

問 A左官事業所で月給者のみに年二回の賞与を支給している。離職票に記載して某安定所に提出したら就業規則等に規定されていなければ認めらぬと削除されたがなぜか。

答 法第四条の賃金とは名称の如何を問わず労働の対象として支払われた総べてのものを云うとあり、その定義として(イ)事業主が労働者に支払ったものであること。(ロ)労働の対象として支払ったものであること。(ハ)実費弁償的、及び恩恵的でないこと、となっております。従って質問の賞与は、恩恵的でないことを立証するために労働協約、就業規則、給与規定、労働契約等で事業主に法律上義務づけられていること。又慣習的である場合もあるが数年前より実施されていることを立証出来得る書類があることが必要である。

問 炭礦離職者が建設業者に雇用された場合失保取得届はするものと思うが如何。

答 御意見の通りである。

問 失業保険金の受給者が自動車学校に免許取得のため通学していて、実際に職に就いていないのに給付が停止されたがなぜか。

答 各種養成施設に入所している場合は、通所する日数が少なくまた短時間であっても通常働ける状態にないので失業の認定は行なわないが安定所長がその養成施設に入所を指導した場合のみ失業の認定を行なう。現在入所指導を行なっている各種養成施設は自動車教習所だけで次のいずれにも該当する場合のみに限られている。

1、当該労働市場において運転免許を有する労働力の供給を強く要請していること。

2、当該教習所が都道府県の公安委員会の許可を受けているものであること。

3、原則として当該教習所の養成期間が二ヵ月以内でありかつ一日当りの養成時間が平均二時間程度以上であること。ただし特殊自動車等であって、当該運転免許を取得すれば就職することが確実に見込める場合についてはこの限りでない。

4、入所指導の対象者が概ね三十五歳以上の男子（倒産、整理等により大量に離職者が発生した場合等特殊な事情のある場合についてはその状況により考慮して差支えないこと）であって当該運転免許を取得したことにより再就職が容易になると認められるもの（例えば店員、運搬員、外交員等を希望するもの）に限られること。

問 一年間船員保険の被保険者が傷病にて二年間入院し船内作業に就くことをやめ陸の適用事業所に就職三年三ヵ月で失業した場合被保険者期間は船員保険期間も通算されるか。

問 通算されない。船員保険で通算されるのは厚生年金のみである。

問 失保資格取得届に西暦を記載するようになっているが一般官庁の提出書類は明、大、昭となっているので無意味と思われ将来改正の要なきや。

答 被保険者の期間通算制度の実施に伴いすべての事項を記号化して労働市場センターに送付し、最終的にその者の被保険者歴を通算することとした為である（タイプ方式を用いている）改正はされない。

問 法第十条第四項によると試の雇期間中の者は被保険者から除外される事になるが但し十四日を超えて引続き同一事業主に雇用されるに至った場合はこの限りでないとなっているので当然被保険者になるのものと解してよいか。又一定の条件の具備とは十四日引続きのみでよいか。

答 前段についてはご見解の通りである。後段については試の雇用期間中の者とは雇用されてから一定の期間（通常十四日間）特定の条件がみたされ直ちに雇用関係が発生した場合をいう。

問 失保保険料は支払っているがいまだ資格取得届が遅れている場合何ヵ月位で遡及確認できるか。

答 原則的には二年間遡及することが出来ることとされているが最低受給資格をみたす期間まで遡及することとしてある。

（取得届は採用（最初の就労日）の翌月の十日まで届けることが法で定められている。

問 甲の建設業者（(季)扱）に四月一日取得し事情に依り八月五日退職した。八月十五日に乙の建設事業（(季)扱）に就労したが取得届は出来るか。

答 乙の事業主との間に四ヵ月以上の雇用期間の契約締結があり且つその雇用期間をみたすだけの工事量がある場合は当然被保険者とし取得届は出来る。

問 (1) 事業内訓練所に入所しながら稼働し賃金を得ている者は失業保険金の受給ができるか。

(2) 一日の労働時間が六時間以内の短時間の場合被保険者となれるが。又幾時間以上でなければならぬ法的根拠ありや。

答 (1) 事業内訓練所に入所しているものは雇用関係が存続しているので失業者と見なされない。

(2) 失保保険の取扱いは次の条件が具備されなければ被保険者とはしない。

(イ)就業規則に定められている。(ロ)所定の労働日が通常の労㋐者と同様である。(ハ)所定労働時間が原則として六時間以上（所定八時間の四分の三以上）(ニ)常傭労働者（本採用）として雇用する見込みがあること。(ホ)賃金月額が九、七五〇円以上である。(ヘ)労働時間賃金を除くその他の労働条件が通常の労働者とほぼ同じである。(ト)他の社会保険に被保険者として取扱われている場合。

問 (1) 弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等の業を営むもので五人未満の従業員（事務員）を使用するとき第八条の任意包括被保険者とすることができるか。
(2) 事務組合に加入できるか。

答 (1) 失業保険法第八条第一項の任意加入認可申請を行ない認可を得た場合適用事業主となる。
(2) 事務組合に事務委託ができる。

問 被保険者として確認された取締役（労働提供の強い営業部長）が離職し離職票職種の欄に取締役と記入したが給付制限をうけた例がある。確認された被保険者でも受給要件に認められぬ場合があるか。

答 被保険者として確認されている常勤役員が非常勤になったのであれば離職でなく喪失届を「その他」の理由で提出しなければならない。この場合離職票は交付されない。
役員を辞任（商業登記謄本で抹消されている）しその日以後に離職した場合は労働の意志及び能力があれば失業の認定を行なう。

問 失業保険任意加入認可申請に添付する書類等を御教示下さい。

答 添付する書類及携行次の如きものである。
(イ) 添付……二分の一以上の同意書、主たる事業所の所在地の略図。
(ロ) 携行……労働者名簿、雇用契約書、賃金台帳、出勤簿等。
尚この申請は事務組合が事業主に替って行なうことができない。

問 建設業の場合で北海道では積雪多量のため大半の被保険者が離職し五人未満となったとき残り数の過半数の同意があれば第六条の当然被保険者として扱われるか。

答 事業体そのものが将来共五人以上になる見込みがないと判断した時は「擬制的任意適用事業主」と云うことになりその手続きをすればたりる。又一時的に五人未満となったが短期間の中に五人以上になる見込みの場合はそのままの状態で差支えない。

問 法第八条の任意加入認可申請をしたが認可にならないとき異議の申立はどうしたらよいか。

答 道庁内労働部失業保険審査官に口答又は書面で申出ればよい。但し季節性のある事業所及び被保険者の移動の激しい業種（所謂る季節的労務者）は除かれているので念のため申添える。

問 就職支度金はどういうときに支給されるか。又その手続きについて。

答 受給資格者が法第十九条の待期期間及び第二十二条第一項の給付制限期間が経過した後に就職しその前日までの支給残日数が所定給付日数の二分の一以上である者に対して支給される。但し保険金の支給残日数が当該就職の日から受給期間満了の日までの日数を超えるときは、当該就職の日から受給期間満了の日までの日数が所定給付日数の二分の一以上あることが支給要件とされる。
支給残日数二分の一以上、三分の二未満のとき　三〇日分
同　三分の二以上　のとき　五〇日分
就職支度金支給申請書の提出は就職するに至った日から一ヵ月以内にしなければならない。
なお雇用期間が「著しく短い場合」（概ね四ヵ月以内）及安定所に於て支給決定の際に離職している等の場合は支給されない。

問 現物給与についての告示番号年月日を御教示ありたい。

答 昭四三、五、二一、北海道公報第一〇六〇八号により次のとおり定められている。
1、食事一ヵ月三、五四〇円　一人一日につき一一八円（朝二八円、昼四〇円、夕五〇円）
2、住宅、宿舎住込の場合一ヵ月市部四七〇円、郡部二六〇円
3、その他　一ヵ月市部四、七七〇円、郡部二、九四〇円

問 建設事業の労務者が冬季間職業訓練所（事業内訓練所）に入所して期間は通年雇用として看做し通年雇用奨励金は交付されるか。

答 雇用関係が継続しており且つ冬期を通じて工事（実習）がある場合は一応通年雇用奨励金の対象労働者として取扱っておる。（本年度の経過措置として）
但し一事業所三名以上の対象労働者がいなければならない。

問 住宅の現物給与で事業主が家主に家賃として月一万円支払った場合は市部四、七七〇円として賃金計算し保険料を徴すればよいか。

答 ご見解の通りである。
（管轄安定所長にその旨申請して行なうこととしている。）

問 法人の取締役で労働の提供が強いとして被保険者に確認された者（運転手）に対し報酬役付手当二万円、運転手給料として五万円、計七万円支給の場合保険料徴収の計算は運転手給料の分五万円でよいと思うが如何。

答 ご見解のとおり。

健康保険法関係

問 適用事業所になる為の提出書類を教示願いたい。

答 初めて健康保険に加入する為に作成、提出する書類は次のとおりである。
1、新規適用事業所届
2、被保険者資格取得届、被扶養者届
3、財産目録

4、法人―登記簿謄本、個人―市町村長の営業証明書
5、建設業者―建設業者登録の写
6、任意適用の場合右書類の外任意包括被保険者認可申請書（同意書添付）健康診断書（従業員全員）
尚社会保険事務所によっては提出書類に多少の差異があるので前もって相談すること。

問 常時五名以上の労働者を使用する土木建築事業でも健康保険が適用されない事があるがどういう理由か。

答 土木建築の事業にあっては、常用労務者たる基幹要員（職長、工長、世話役、帳付指導員、班長）基幹要員に準ずる者（現場事務所に使用される技術及び事務の職員、タイピスト、守衛、給仕、小使、機械又は自動車の運転手）等が五名以上いるときのみ当然適用になり、基幹要員等が五名未満で土工、大工等を含めて五名以上では適用されない。

問 行政書士、司法書士、土地家屋調査士、測量士等の事務所で五名以上使用している場合強制適用になるか。

答 強制適用をうける事業は法第十三条に該当する事業又は事務所となっており設問の事務所では法人格のある場合（測量事務所等）のみ強制適用となる。

問 植林及び伐採を業としているが任意包括被保険者として認可になるか。勤務はおおむね四月十一月までであり十二月より三月までは休業同様である。

答 強制適用事業以外の事業にあってその事業所の従業員の過半数の同意があった場合認可申請することができる。
しかし全て認可される訳ではなく次の基準に合致することが必要である。
一、使用関係が明らかであること。
二、保険料の納付が確実に行なわれる見込が明らかであること。
三、逆選択のおそれのないものであること。
四、その事業所における従業員の異動率が著しく高いこと。その他都道府県知事が健康保険の運営に著しく支障をきたすおそれがあると認められるものについては認可されない。
以上のとおりであり、設問の場合も季節的に採用、解雇を繰り返すのであれば四に該当するものと思われる。

問 任意加入が認可になった場合の被保険者資格取得日はいつか。

答 知事が認可した日を以て資格取得日となる。

問 集金を業務とする事業所が家庭の主婦を毎月十日間前後継続的に請負制によって雇用し、この実績が〔三ヵ月以上継続し、尚引続き継続雇用の状態である。報酬は月額六千円乃至七千円であるがこの者は被保険者となるか。

答 健康保険の被保険者となるには適用事業所に勤務し、法第十三条ノ二に該当しない場合であるが、設問のごとく月十日前後の請負制による雇用ということであれば、法にいう使用されるものと解されないので被保険者とならない。

問 内縁の妻は被扶養者となるか。

答 その者が無職、無収入で実質的に扶養関係にあれば被扶養者となる。

問 有限会社の社長及びその同居親族である従業員はそれぞれ被保険者となるか。

答 健康保険では社長であっても又その家族労働者であっても実質的に会社と使用関係のある者は被保険者とすることになっている。

問 1、資格取得日が月末であっても一ヵ月分の保険料が徴収され、離職日が月末日の場合資格喪失日は翌月一日となる為翌月分の保険料も徴収されて不公平だ。
2、資格取得日或いは離職日が月の中途である為月給を日割計算で支給した場合の保険料はその支払った給与額に対する等級か。

答 1、保険料は資格取得月が一日でも一ヵ月分徴収されるが資格喪失月は徴収しない。設問のごとく月末日に退職した場合は退職した月分は徴収し、喪失月（翌月）分は徴収しない。月の中途で退職した場合もその月は喪失月であるから徴収しない。
2、健康保険料は支払った給与額に対してではなく決定されてある標準報酬によって徴収する為取得月分給与を日割で支給してもその月は標準報酬によって算出する。

問 傷病手当金、療養費等の請求に期限はないか。

答 傷病手当金、出産手当金等は労務に服さなかった日毎にその翌日から起算して二年間で時効により請求権は消滅し、療養費、移送費、看護費等はその費用を支払った日の翌日から起算して二年間で時効成立する。

問 資格喪失後において埋葬料又は埋葬費の支給をうけられるのはどういう場合か。

答 被保険者の資格喪失後においても埋葬料や埋葬費の支給をうけられるのは次の条件の一に該当した場合である。
一、資格喪失の日より三月以内に死亡したとき。
二、資格喪失後の継続療養をうけていた者が死亡したとき。又はその給付をうける必要がなくなった日(治ゆ等により)から三月以内に死亡したとき。
三、継続療養をうけていた者がその期間満了の日から三月以内に死亡したとき。

問 埋葬料と埋葬費との違いを説明されたい。

答 埋葬料とは、被保険者又は被保険者であった者が

死亡した場合に、被保険者によって生計を維持していたもので埋葬を行なう者に対して支給されるものでありその額は、標準報酬月額に相当する額、即ち報酬月額二万円であれば、二万円支給されるのである。

　埋葬費とは、被保険者が死亡した際生計を維持されたもので埋葬を行なうものがいない場合に、親族、友人、又は隣人が葬儀を行なった場合にその者に支給されるものである。この額は標準報酬月額を限度としての実費を支給する。

問　法人の代表者が業務上負傷した場合、労災保険の給付の対象にはならないので健康保険による給付をうけられるか。

答　現行法上いかなる場合でも業務上の死傷病では給付の対象にはならない。

問　問市町村の国民健康保険に加入していた者が（脱退届は未届）適用事業所に勤務した為資格取得届を提出したが被保険者証が交付されないうちに疾病にかかった場合、市町村の国民健康保険証で治療をうけることが出来るか。

答　健康保険の適用事業所に勤務し、資格取得届を提出したのであれば資格取得日の前日をもって国民健康保険の被保険者ではなくなるので、この保険証では治療はうけられない。

　健康保険被保険者証未交付の場合は取り敢えず現金で治療をうけ後日療養費支給申請書により請求し給付をうけるとよい。

問　交通事故による被害者は健康保険による療養給付をうけられるか。

答　健康保険では交通事故による負傷の場合でも治療はうけられる。但し法第六一条、第六二条に該当する場合は給付制限されることがある。又治療をうける場合はすみやかに「第三者の行為による傷病届」を所轄社会保険事務所へ提出すること。

問　療養の給付期間は同一傷病について資格を喪失している場合は五年間とあるが、治ゆし、その後再発した場合の期間計算はどうなるか。

答　一旦治ゆしたのであればその後同一傷病にかかっても給付の対象にならない。

問　健康保険の給付を受ける権利は相続の対象となるか。なるとすれば相続人が数人ある場合分割請求することになるか。相続人の一人が請求するか。

答　健康保険による給付のうち療養の給付以外は相続できる。相続人が数人ある場合相続人の一人が請求することになる。

問　健康保険組合は、認可しない方針ときいているがどうか。

答　認可基準に合致するものは認可されている。

問　健康保険などの取扱い通達集は市販されているか。

答　書名「社会保険法規総覧」
　編　集　厚生省保険局・年金局・社会保険庁
　発行者　中央法規出版株式会社
　　　東京都港区西新橋三丁目二四

日雇労働者健康保険法

問　土木建築等に従事する労働者について六カ月以上の雇用契約期間を定めて雇用しているがこの為健康保険の被保険者として資格取得する様社会保険事務所より指示があった。この為保険料負担増となり非常に困惑しているが日雇健康保険にならないか。

答　土木建築等の事業については基幹要員、基幹要員に準ずる者及びその他の労務者に区分して健康保険、厚生年金保険、日雇健康の取扱をしている。

　基幹要員及びこれに準ずる者については当然健保の被保険者となり、その他の者であれば日雇健保の取扱となる。もし問題あれば道、民生部保険課に苦情としてその回答を求められたらよい。それでも解決しないときは直接、被保険者から社会保険審査官に審査請求することができる。また事業主から保険料の徴収に関する処分に不服ある者として、社会保険審査会に直接請求することができる。

問　日雇健康保険被保険者手帳の交付をうける前に発病し現金で治療をうけた場合、療養費の支給を申請できるか。

答　発病受診前に受給資格の確認を受けられなかったことが、緊急その他やむを得ない事由によると認められるときは支給される。

　要するにその事由が全く被保険者の責に帰することができないものであれば前記の事由ありと認められる。

　正当な手続きによっても受給資格のない場合において法第十七条の四第一項に該当するときは特別療養費が支給される。

厚生年金保険法関係

問　厚生年金関係に要する生計維持等の証明は民生委員の証明でもよいか。

答　身分関係の証明は市町村長の証明又は戸籍の謄本、抄本でなければならないが生計維持関係の証明は市町村長でなければならないという規定は、法律はもとより、規則にも明文はないので地区民生委員でも差支えないし、在職死亡などの場合は勤務事務所の社会保険委員でも差支えない。

問　夫婦共に老齢年金をうける資格のある場合、妻に対する加給年金は夫の分に加算されるか。

　妻も老齢年金をうけられるので加給年金は支給されないのではないか。

答　老齢年金を受けるということは、反面老齢による労働能力喪失状態ということになるので原則的には夫と妻は同等の状態にあるとみなされ、妻は夫の受ける年金の加給年金対象とはならない。

　法的にいうと妻は夫により生計を維持するものとはいえない。

　しかし、夫に他の相当の収入つまり妻以上の生活能力があるときは必ずしも前記のとおりとはいえない。

問　共済年金をうけている妻であっても厚生年金の加給年金を受けられるか。

答　前問の回答に準ずる。

問　夫婦共に老齢年金をうけている場合、夫が死亡したとき遺族年金の受給権はあるか。

答　双方共老齢年金受給権者であって夫が死亡した場合、法律上「生計維持」について若干の疑問は残るが現在のところでは、その妻が遺族年金の受給権を取得できるとされている。

　ただし、その妻が社会通念と異なり老齢年金のほかに多額の収入が夫の死亡前からあったような場合は生計維持関係はないとみなされる。

問　町役場に三十年勤務していた者が老齢年金を受給しているが、その後民間会社に勤務し二年間被保険者として保険を掛けた。この場合三十二年勤続として年金が変更されないか。

答　厚生年金の被保険者となった期間（民間会社に勤務した期間）がその勤続二年と一致するのであれば通算老齢年金の支給を受けられる。通算老齢年金（退職）は、各公的年金制度ごとの支給であって、合算された年金とはならない。

問　老齢年金を受給しているものが再就職したが以前より標準報酬が低くなった。従って平均標準報酬月額が以前よりも低下することはないか。この場合最後に裁定された年金額が従来支給をうけた年金額より下回ることはないか。

答　そのような事はない。

　老齢年金の額の計算例

$$250円 \times 240円 + \frac{\text{その期間の総標準報酬額}}{\text{被保険者であった全期間の月数}} \times \frac{10}{100} \times \text{被保険者期間の月数}$$

（平均標準報酬）

　第三種被保険者であった期間のない場合、上記の「被保険者であった全期間の月数」と「被保険者の期間の月数」は同じ月数となる。したがってこれを数式で省略すると「被保険者であった全期間の標準報酬月額の総計額」に百分の一を乗じたものが報酬比例部分に相当することになる。これにさらに被保険者となると、その後の月数と各月の標準報酬月額を乗じた額が総計額に加わっていくことになる。すなわち報酬比例額がそれだけ増加することになる。また二四〇月以上であれば三六〇月に達するまでは定額部分の増加が見込まれる。

問　法第十四条の任意包括被保険者の認可を申請したが認可にならなかった。この場合法第八十条の審査請求をできるか。

答　法第八十条の不服申立は被保険者の資格、標準報酬又は給付に関する処分について不服あるときの申立について規定したものである。問の場合は、被保険者の資格に関する処分の範囲外で、事業所適用に関する処分ということになる。

　したがって社会保険審査官及び社会保険審査会に審査請求することはできない。しかし行政不服審査法による審査請求又は異議申し立てはできる。この場合、不認可処分があれば直近上級庁に対し審査請求することができる。不作為の（処分のない）場合は、当該行政庁又は直近上級庁に対して異議申し立てすることになる。

◎社会保険労務士界　購読推せんの言葉

北海道行政書士会
　会長　渡辺慶吉
　労務部会長　藤山利夫

　愈々年末になりましたが貴台ますますご清栄の段お慶び申し上げます。

　さて、多年、労務管理と社会保険の専門週刊誌を発行してきました株式会社ケイエイ（社会保険労務研究会）で、このたびの社会保険労務士法の成立を機に、月刊「社会保険労務士界」を創刊されました。

　同誌は、社会・労働保険諸法令の解説をはじめ実務研究・実務講座・ニュース解説・実例研究・通牒通達など本法の施行に伴う総合的な実務指導書としてたいへん参考になる内容が網羅されています。将来の編集抱負など本誌の企図するところも又非常に雄大かつ真剣であり、かなり充実した誌面を提供してくれるものと確信しております。十月号からは、労働・厚生両省の各専門担当官執筆による社会保険労務士の「模擬試験問題」が連載されます。これは、同誌独自の企画によるもので他に例がありません。

　ついては、会員諸先生方にぜひご購読くださいますようご推せんするしだいです。

　なお本誌の購読申込は先にお送りしております申込書を切り取って株式会社ケイエイまで、年間購読料を添えて（現金書留でも可）申込み下さい。

◎社会保険労務士模擬試験問題集について

　今般陽の目をみた社会保険労務士法の目指すところは、社会福祉政策の円満な運びを期するものであり、今や資本主義がらん熟するに及んで、経済的弱者の保護を

はかる労働社会保険制度の必要性は重大かつ不可欠となって参りました。こうした情勢の下、斬新な企画で出版された社会保険労務士模擬試験問題は、単なる受験者用テキストにとどまらず、現に社会、労働保険実務に携っている先生方にとっても、実力の判定に、或いはさらに飛躍を期しての実力養成に幅広い利用価値が認められております。本書を通して、立派な社会保険労務士が誕生することを祈念して、本会労務部会で本書を用意しておりますので必読せられるよう希望して止みません。

社会保険労務士模擬試験問題集
定価　五〇〇円、送料七〇円
註文先　札幌市大通西六丁目6
北海道行政書士会労務部会

優良図書あっせん

一、労働法令関係様式記載例集
定価　五〇〇円
送料　八五円

一、労働基準法の手続
定価　三五〇円
送料　六五円
註文先　札幌市大通西六丁目六
北海道行政書士会労務部会

編集後記

一、昭和43年10月28日より10月31日までの4日間に亘る社会保険労務士関係諸法令講習は札幌市北4条西6丁目北海道自治会館アカシヤの大広間で盛大に開催された。

全道各地より本会会員過半数の受講会員を大広間に立錐の余地なく収容し本会初まって以来の大講習会、労働法令に関する質疑応答も活発に行なわれ受講会員の熱心な態度は大講習会にふさわしく、かつ日本行政書士会連合会長橋本雅晴先生のご臨席を得て一段と花を添える。ここに労働諸法令に関する質疑応答を集録しましたのでご参考になる貴重な資料と存じます。

二、社会保険労務士法の施行令も愈々12月2日に公布されることになりました。

今回の講習会に都合によって受講出来なかった方は資格取得の期限内（施行令公布の日より一ヵ年以内に主務大臣の免許を申請しなければならない）に労働法令に関する講習を受け立派な社会保険労務士とならられるよう希望します。